

# 長岡市空き家バンク登録・成約促進事業補助金のお知らせ

## 事業目的

長岡市空き家バンクの活用を促進するため、長岡市空き家バンクに登録された物件を購入された方が行う、ハウスクリーニングや、物件のリフォームに係る費用の一部を補助します。

※空き家バンクの詳細はこちら

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/akiya/akiyabank.html>

長岡市空き家バンク



## 申請方法等

申請期間：令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金） ※郵送当日消印有効

工事期間：交付決定後～令和7年2月28日（金）

報告期限：令和7年2月28日（金）（期限厳守）

### 【注意事項】

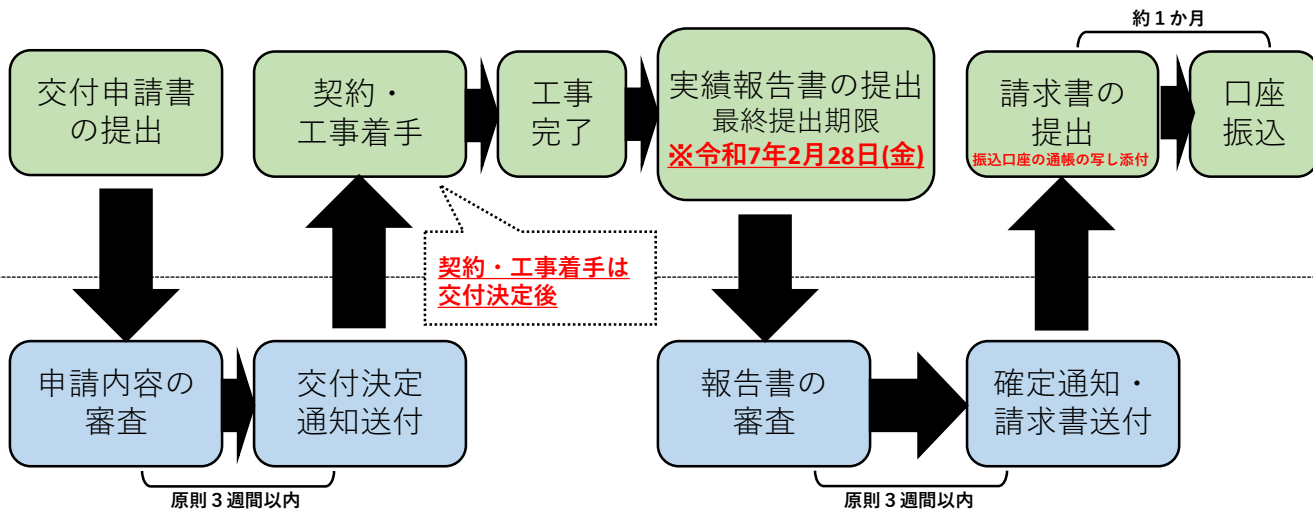
◇先着順で受付します。申請期間中であっても予算が無くなり次第終了します。

◇令和7年2月28日までに実績報告書の提出がない場合、交付決定を取消すため、補助金の交付は受けられません。

## 手続きの流れ

申請者

市役所



## 担当・問い合わせ

長岡市 都市整備部 都市政策課

〒940-0062

長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

TEL: 0258-39-2265 FAX: 0258-39-2270

メール: [toshisei@city.nagaoka.lg.jp](mailto:toshisei@city.nagaoka.lg.jp)



補助対象要件等	空き家片付け・清掃事業	空き家活用環境整備事業
<b>対象要件等</b> (両事業共通)	<p>○対象者（下記のいずれにも該当するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡市空き家バンク登録物件を購入する見込みの者または、物件購入後6か月以内の者（法人を含む）</li> <li>・物件購入後、2年以上購入者等自身が使用するもの</li> </ul> <p>○対象空き家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡市空き家バンクに登録されている空き家</li> </ul> <p>○対象施工業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡市内に本社がある法人または住民記録がある個人事業主</li> </ul> <p style="color: red;">※購入者自身や購入者自身が代表を務める会社等は対象外</p> <p style="color: red;">※申請後、施工業者の変更はできません</p> <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定後に補助対象事業を実施すること</li> <li>・長岡市税に未納がないこと</li> </ul>	
<b>補助額</b> (補助率1/2) ※1,000円未満切捨	最大10万円	対象となる空き家が ○昭和56年5月31日以前に建築の場合 最大50万円 ○昭和56年6月1日以降に建築の場合 最大10万円
<b>補助対象事業内容</b>	<p>○家財等の残置物の処分            (家財道具、仏壇、瓦の処分など)</p> <p>○屋内、屋外清掃            (ハウスクリーニング、トイレ・風呂の排水管、床・壁・天井の清掃など)</p>	<p>○空き家のリフォーム工事全般            (浴室・便所・洗面所などの改修)</p> <p>○外構工事全般            (塀の撤去、駐車場整備など)</p> <p>○空き家を活用するために必要な環境整備            (消雪設備整備、害虫・害獣駆除、樹木伐採、除草など)</p> <p style="color: red;">※工事を伴わない家具、家電の設置、搬入は対象外</p>
<b>各手続き時に必要な書類</b> (両事業共通)	<p><b>【交付申請時】</b></p> <p>1.交付申請書    2.見積書の写し    3.事業実施前の状況のわかる写真</p> <p>4.未納のないことの証明（長岡市税の未納のない証明は市の税金窓口で発行しています。）            ※交付申請書の様式はホームページからダウンロードするか、都市政策課窓口で入手してください。</p> <hr/> <p><b>【実績報告時】</b></p> <p>1.実績報告書    2.領収書の写し    3.事業実施後の状況のわかる写真</p> <p>4.売買契約書の写しまたは所有権移転後の登記簿謄本（建物）の写し            ※実績報告書の様式はホームページからダウンロードするか、都市政策課窓口で入手してください。</p> <hr/> <p><b>【その他】</b></p> <p>交付申請時から申請内容に変更（中止・工事内容・補助金額）が生じた場合は別途手続きが必要です。詳しくは都市政策課にお問合せください。</p>	